

質問回答

2022年8月19日

「モロッコ国ガルブ地域灌漑開発事業準備調査【有償勘定技術支援】」

(公示日：2022年8月10日／調達管理番号：22a00238) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2章 特記仕様書案 第5条 実施方針及び留意事項 (10) 本邦企業の参入促進 第6条業務の内容 (9) 事業費の積算 第6条業務の内容 (8) 本邦技術の活用可能性の 検討	「第5条 実施方針及び留意事項(10) 本邦企業の参入促進」においては、本邦企業が有する技術の活用可能性について提案が求められており、また、「第6条業務の内容(9) 事業費の積算」においては本邦の最新技術活用を示唆していると考えられる記載がございます。一方、「第6条業務の内容(8) 本邦技術の活用可能性の検討」においては検討を実施しない旨の記載があり、これらは相反する記載かと思慮いたします。本事業において本邦技術の積極的活用を目指すのか否かについて、お教えいただければ幸いです。	・本事業においてはコンポーネントの性質や地域性等に鑑み、本邦技術の積極的活用は想定しておりません(第6条業務の内容(8) 本邦技術の活用可能性の検討に記載の通り)。 ・他方、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアを活用することでコスト削減や開発効果増大が可能となる場合には、プロポーザルで提案いただきたいと考えております(第5条 実施方針及び留意事項(10) 本邦企業の参入促進に記載の通り)。なおここで本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用を提案いただいた場合に備え、従来技術・工法とのコスト比較を必須とする旨記載しております。(第6条業務の内容(9) 事業費の積算6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討に記載の通り)

2	第2章 特記仕様書案 第6条 業務の内容 (20) 免税措置の確認	「当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に」とありますが、JICAが所有する免税対応に係る最新の情報はいつののでしょうか?	海洋・漁業調査船建造事業(2017年1月LA調印)における免税対応であり、2016年度の情報となります。
3	第2章 特記仕様書案 第5条 実施方針及び留意事項 (11) 環境社会配慮	「本調査においては、JICA 環境社会配慮ガイドラインにそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令/許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 業務の内容」に示す業務を行う」との記載があり、2010年4月版ガイドラインを参照するため、本事業のL/A締結には「承認済み」EIAの120日間公開が必須になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)」適用案件であるため、先方承認済EIAをLA承諾の120日前までに公開することが必須となります。
4	10 ページ (5) 実施機関による準備調査の確認およびその活用による実施期間短縮の検討	「現在、本事業実施機関により、事業スコープの一部に関して準備調査、詳細設計、入札書類作成が進められている。」とありますが、プロポーザル作成段階で考慮すべき成果物は、配布資料にあるものとの理解で宜しいでしょうか?	ご理解の通りです。調査開始時および調査実施過程において、追加資料が実施機関より共有される予定です。
5	12 ページ (11) 環境社会配慮	「カテゴリAに分類されている。」とありますが、「P. 22、(17) 環境社会配慮に係る調査」および「P. 23、(18) 用地取得・住民移転にかかる計画案の作成」では「カテゴリB 案件報告書執筆要領(2019年11月)」を参考にする、あるいは、同要領に基づく、と記載されています。同要領はあくまでも報告書作成時に参考にするものであり、本事業は、カテゴリ	ご理解の通りです。本事業は、カテゴリAと分類されています。その上で、「P. 22、(17) 環境社会配慮に係る調査」においては「カテゴリB 案件報告書執筆要領(2019年11月)」を報告書作成時に参考にして下さい。また「P. 23、(18) 用地取得・住民移転にかかる計画案の作成」においては、同要領に基づいて報告書を作成下さい。

		A と分類されているとの理解で宜しいでしょうか？	
6	13 ページ (15) 調査データの提出	「後述する様式」とは、同項最後にある「データ格納媒体」および「データ形式」にある内容との理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
7	28 ページ 3) インテリム・レポート	記載項目として「本邦技術・広報・資機材の活用可能性の検討」が含まれておりますが、「P. 17、(8) 本邦技術の活用可能性の検討」にありますとおり、本調査では当該項目は適用しない、という理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。 ただし通番号 1 に記載の通り、第 5 条 実施方針及び留意事項（10）本邦企業の参入促進にて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性をプロポーザルで提案いただいた場合は、インテリム・レポート記載事項に「本邦技術・工法・資機材の活用可能性の検討」を含めていただくようお願いいたします。
8	34 ページ その他学位、資格等	貴機構が実施する「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係るコンサルタント能力強化研修）」が評価対象となるとありますが、貴機構以外の研修機関が実施した類似の研修も評価対象になりますでしょうか？	円借款の建設工事の安全管理に係る研修は、当機構で実施している「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係るコンサルタント能力強化研修）」のみを評価します。
9	37 ページ (2) 別見積もりについて 5) その他（第 3 章 2. (3) に記載した現地再委託経費）	「P. 15、(4) 自然条件調査等」の中で、追加が必要と判断しプロポーザル内で追加提案する現地再委託についても、別見積もりに含む、という理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。

10	38 ページ (3)定額計上について 3)事務所関連費一式	家具（机・椅子・棚等）購入費、Wifi 設置費用、も含むという理解で宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。 事務所用品一式に「家具（机・椅子・棚等）購入費」を含み、事務機器一式に「Wifi 設置費用」を含みます。
----	-------------------------------------	---	---

以 上